

○泉佐野市ラブホテル建築の規制に関する条例施行規則

昭和57年7月1日

泉佐野市規則第15号

改正 昭和59年6月30日泉佐野市規則第16号

平成2年3月15日泉佐野市規則第1号

平成3年11月11日泉佐野市規則第25号

平成13年3月31日泉佐野市規則第13号

平成13年12月26日泉佐野市規則第36号

平成18年11月17日泉佐野市規則第39号

平成20年3月25日泉佐野市規則第7号

平成27年7月29日泉佐野市規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、泉佐野市ラブホテル建築の規制に関する条例(昭和57年泉佐野市条例第19号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例第2条に規定する規則で定める構造及び設備とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)第52条に規定する延べ面積が、10,000平方メートル未満のものであつて、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 玄関は、外部から内部を見通すことができ、かつ、営業時間中自由に出入りすることができる構造のもの
- (2) 受付又は応接の用に供する帳場、フロント若しくはこれらに類する施設(以下「帳場等」という。)で、営業者と利用者とは相互に見通して応対できるもの
- (3) 食堂、レストラン、喫茶室及びこれらに付随する厨房配膳室等の施設
- (4) 椅子及びテーブルを備えた、自由に利用することのできるロビー、応接室、談話室等の施設
- (5) 会議、催物、宴会等に使用することができる会議室、集会室、大広間、(宴会場)等の施設
- (6) 帳場等から各室に通じる共同の廊下、階段、昇降機等の施設は、客室を利用する者が通常使用する構造のもの
- (7) 付近の住居の環境及び教育環境を損なわない素朴な外観
- (8) 第1号、第2号及び第3号に掲げる施設は1階に、第4号及び第5号に掲げる施設は1階

又は2階に配置した構造。ただし、建築物の権利関係、建築面積、周辺地形等の関係上やむを得ないと認めるときはこの限りでない。

(9) 駐車場は、建築物本体以外に設け、外部から駐車状況が見通せる構造。ただし、商業地域、近隣商業地域についてはこの限りでない。

(10) 自由に利用することのできる男女別便所

(11) 内装、照明装置、装飾品等の内部設備等は、素朴な構造

(12) 看板、広告塔又はネオン等を設置する場合は、点滅電装の移動方式を採用せず固定式とし、色彩は、白色を含む2色以内とする構造

(13) 前各号に掲げるもののほか特に市長が定める構造又は設備

2 前項第1号から第5号までに掲げる構造及び設備は、収容人員に相応した規模のものでなければならない。

(届出等)

第3条 条例第3条の規定による届出をしようとする者は、旅館・ホテル建築計画届出書(様式第1号)に次の表に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、敷地の接する道路の幅員並びに隣接建築物の用途及び配置状況
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、面積、平面図及び展開図
立面図	縮尺、高さ及び色彩、開口部の位置

2 市長は、建築主が看板、広告塔又はネオン等を設置する場合には、前項に規定する図書のほか必要な書類を添付させることができる。

(用語の意義)

第4条 条例第4条第2号及び第3号に規定する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「教育文化施設」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校並びに社会教育施設及び社会体育施設その他これらに類する青少年の利用に供する公の施設をいう。

(2) 「公園・児童遊園地」とは、公共の用に供する公園及び児童遊園地をいう。

(3) 「児童福祉施設」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。

(4) 「通学路」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童及び中学校の生徒が通園通学のために平常登下校している道路で、学校園長が通園通学路と定めているものをいう。

(該当通知)

第5条 市長は、条例第4条に規定する規制区域内において建築を予定されている建築物が条例第2条に規定するラブホテルに該当する場合は、その旨を当該建築物の建築主にラブホテル該当通知書(様式第2号)により通知する。

(中止命令)

第6条 市長は、条例第5条の規定により建築主に対する建築の中止命令を行う場合には、ラブホテル建築中止命令書(様式第3号)によるものとする。

(身分証明書の様式)

第7条 条例第7条第2項の身分を示す証明書は、立入調査員証(様式第4号)とする。

(増築、改築等)

第8条 条例付則第2項で規定するラブホテルで他の法令により増築及び改築等を必要とするときは、当該法令の規定に適合する工事の範囲とする。

2 前項の増築及び改築等の範囲は、条例施行時における延床面積の1.2倍を基準とする。

(協定書)

第9条 この条例及び泉佐野市開発指導要綱に基づく協議の結果合意に達した場合は、協定書を締結するものとする。

(経過措置等)

第10条 条例の施行前に泉佐野市開発指導要綱による事前協議書を受理されたもので当該建築物の事前協議に基づく建築行為に限り、条例は適用しない。

2 前項に規定する建築行為完了後の建築物については、条例の施行の際現に建築していたものとみなす。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和59年6月30日泉佐野市規則第16号)

1 この規則は、昭和59年7月1日から施行する。

2 改正後の泉佐野市ラブホテル建築の規制に関する条例施行規則の規定は、施行日以後に条例第3条の規定に基づく届出を受理されたものから適用し、同日前に係るものについては、なお従前の例による。

付 則(平成2年3月15日泉佐野市規則第1号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

付 則(平成3年11月11日泉佐野市規則第25号)

この規則は、平成3年11月12日から施行する。

附 則(平成13年3月31日泉佐野市規則第13号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年12月26日泉佐野市規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年11月17日泉佐野市規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月25日泉佐野市規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年7月29日泉佐野市規則第19号)

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

旅館・ホテル建築計画届出書

年 月 日

泉佐野市長 殿

建築主 住所 (所在地)
氏名 (名称)
(代表者氏名)



泉佐野市ラブホテル建築の規制に関する条例第3条の規定により届け出ます。

記

建 築 計 画 概 要	旅館・ホテルの名称				
	工 事 種 別		新築・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替		
	位 置 構 造 等	地 名 地 番			
		高 　　さ		階 　　数	
		構 　　造			
			工 事 部 分	その他の部分	合 　　計
	敷 地 面 積				m ²
	建 築 面 積		m ²	m ²	m ²
	延 べ 面 積		m ²	m ²	m ²
	そ の 他		看板・広告塔・ネオン等(有・無)		
届 出 代 理 者 住 所 ・ 氏 名 ・ 電 話					

様式第2号(第5条関係)

ラブホテル該当通知書

年 月 日

住所(所在地)
氏名(名称)
(代表者氏名)

様

泉佐野市長



あなたが、現在下記の場所において建築を計画中の建築物は、泉佐野市ラブホテル建築の規制に関する条例第2条に定めるラブホテルに該当し、同条例第4条の規定により建築することができないので通知します。

記

敷地の場所	泉佐野市
工事の種別	新築・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替

様式第3号(第6条関係)

泉佐野市指令第 号

住所 (所在地)
氏名 (名 称)
(代表者氏名)

殿

ラブホテル建築中止命令書

あなたが現在下記の場所において建築中の建築物は、泉佐野市ラブホテル建築の規制条例の規定に違反したものであるから、同条例第5条の規定に基づき、当該建築物の建築の中止を命ずる。

年 月 日

泉佐野市長 

記

名 称

建築場所

様式第4号(第7条関係)

(表)

6.5cm	立入調査員証		
	職氏名	年	月 日
	上記の者は、泉佐野市ラブホテル建築の規制に関する条例に基づく立入調査を行う職員であることを証明する。		
		年	月 日
		泉佐野市長	印
	9cm		

(裏)

泉佐野市ラブホテル建築の規制に関する条例 (抜すい)	
(立入調査)	
第7条 市長は、この条例の施行のため職員に建築物、建築物の敷地又は建築現場に立ち入らせ必要な調査を行わせることができる。	
2 前項の規定により、立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。	